

核を手放すはずない

みずから生存が核にかかる以上、北朝鮮がこれを放棄することは絶対にない。核を放棄した北朝鮮など、誰も振り返ってくられない極東の小さな貧乏国である。国際的な影響力はまるでない。核を保有せずして国内に政治的凝集力を作り出せず、権力継承さえままならない。

生半端な圧力で北朝鮮が核を手放さはずはない。このことは、1994年に北朝鮮がIAEA(国際原子力機関)から脱退して核開発の続行を宣した第一次核危機以来、もう完全に実証済みではないか。実際、北京での六カ国協議がなんらかの成果を生んだが。6カ国協議などといふ「同床異夢」の船に日本が乗っかって、なにがしかの対応をしているかのように振る舞うと自身が欺瞞なのである。

2006年10月の第1回の地下核実験から今年5月の第2回の核実験にいたるまで、その間に上空を通過した長距離ミサイル発射を含みながら、いったい日本は何を

北朝鮮に出入りする貨物の検査(臨検)を、日本が連携して全会一致の国連安保理の追加制裁決議に盛り込んだことを官邸と外務省は喜んでいるようだが、見据えれば、臨検は「旗国の同意を得て船舶検査を行うよう要請する」とい

うに過ぎない。核実験敢行により「意気軒高」たる北朝鮮には微風程度の影響力でしかあるまい。核の照準はまぎれもなく日本であるが、奇妙なことに臨検を可能にする根拠法が日本にはまだない。北朝鮮船舶の貨物検査特別措置法がいつ成立するにしても、北朝鮮が臨検に同意する」となどまずない。臨検を軍事攻撃とみなして反撃された場合、日本はどうするのか。武器使用の範囲などにどう踏み込むのか。議論はまとまりあやふやである。

現在の日本は、他国に届く地上配備型の対地長距離ミサイル、巡洋ミサイルを発射する潜水艦などは所持していない。敵基地に達する距離をもつ戦闘爆撃機、精密誘導弾を搭載した海自艦船のいずれも配備していない。きわめて高度の情報収集能力をもつイージス艦も防衛的な艦船たるを旨とする。集団的自衛権よりも前に個別自衛権 자체がすでに「空洞化」しているのである。

「文に属する政策(外交・筆者注)にして限りその働きを逞うること甚だ易からず、必ずや武力の之に伴う者あるに非れば政策の目的を達するに足らず」(福澤諭吉「東洋の政略果して如何せん」『時事新報』)

この言説の真理は現在とて明治の時代と変わらない。開国・維新を経て日清・日露戦役にいたる時代と現在とでは、時代環境が違うことになるため、いかなる場合にも許されない」。要するに「專守防衛」であるが、これは軍備体系の必要最小限度の範囲を超えることになるため、いかなる場合に

ことには百も承知だが、日本を取り巻く地政学的状況が緊迫に充ち満ちているという事実において両者はまぎれもなく通底している。とにかくわらず、彼の時代と現在とでは、指導者の国防意識と危機管理能力に雲泥の相違がある。日本は国家か。(わたなべとしお)

個別自衛権が空洞化している

正論



拓殖大学学長

渡辺 利夫

これを迎撃する用意はないのかも知れない。事実、ゲーツ国防長官はそう明言している。集団的自衛権に関する日本政府の解釈が現状のままである以上、米国のそういう選択にも無理からぬものがある。米国とて、自國が北朝鮮の長距離ミサイルの標的になることを承知の上で、日本防衛の義務を忠実に果たしてくれるかどうかは怪しいと考えるのがむずかしい道ではないか。

理ではないか。憲法第9条の下はこうである。憲法第9条の下で、「保持し得る自衛力」は「自衛のための必要最小限のもの」で全保障についての日本政府の見解は確認のためにいておけば、安全保障に希望的観測は許されない。万が一の事態に恒常的な備えなければならない相手国にスキを衝かれて、万が一が万が一ではすまさるが、奇妙なことに臨検を可能にする根拠法が日本にはまだない。北朝鮮船舶の貨物検査特別措置法がいつ成立するにしても、北朝鮮が臨検に同意する」となどまずない。臨検を軍事攻撃とみなして反撃された場合、日本はどうするのか。武器使用の範囲などにどう踏み込むのか。議論はまとまりあやふやである。

この言説の真理は現在とて明治の時代と変わらない。開国・維新を経て日清・日露戦役にいたる時代と現在とでは、時代環境が違うことは百も承知だが、日本を取り巻く地政学的状況が緊迫に充ち満ちているという事実において両者はまぎれもなく通底している。とにかくわらず、彼の時代と現在とでは、指導者の国防意識と危機管理能力に雲泥の相違がある。日本は国家か。(わたなべとしお)